

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後 (令和6年4月25日以降)
<p>第4 国債市場特別参加者の有する特別資格 (略)</p> <p>4 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札への参加資格等 (略)</p> <p>(1) 発行限度額 第I非価格競争入札による発行分の限度額は、当該国債の発行予定額の <b>20%</b>とする。  (略)</p> <p>(4) 基準落札係数 ① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行するすべての国債の各特別参加者の落札総額（競争入札における落札総額に限る。①において同じ。）に財務省が公表するデュレーションを乗じて得た値（以下「デュレーション換算値」という。）の合計値が、すべての特別参加者の落札総額のデュレーション換算値の合計値に占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を <b>四捨五入</b>して表示したもの）を基準落札係数として算出する。  (略)</p>	<p>第4 国債市場特別参加者の有する特別資格 (略)</p> <p>4 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札への参加資格等 (略)</p> <p>(1) 発行限度額 第I非価格競争入札による発行分の限度額は、当該国債の発行予定額の <b>25%</b>とする。  (略)</p> <p>(4) 基準落札係数 ① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行するすべての国債の各特別参加者の落札総額（競争入札における落札総額に限る。①において同じ。）に財務省が公表するデュレーションを乗じて得た値（以下「デュレーション換算値」という。）の合計値が、すべての特別参加者の落札総額のデュレーション換算値の合計値に占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を <b>切り捨て</b>して表示したもの）を基準落札係数として算出する。  (略)</p>